発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2020年５月29日
【発行者の名称】	株式会社パパネッツ (PAPANETS CO., Ltd)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　伊藤　裕昭
【本店の所在の場所】	埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目５番17号９階
【電話番号】	(048)960-5088（代表）
【事務連絡者氏名】	常務取締役　　宮﨑　恵子
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの名称】	フィリップ証券株式会社
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの代表者の役職氏名】	代表取締役　下山　均
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町４番２号
【担当Ｊ－Ａｄｖｉｓｅｒの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.phillip.co.jp/
【電話番号】	(03)3666-2101
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所　TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目１番１号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社パパネッツ https://www.papanets.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

１　TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部　第３　４【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

２　発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。第21条第１項第１号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

３　TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社の

ために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

4　東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第１【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第２【企業の概況】

１【主要な経営指標等の推移】

回　　次		第23期	第24期	第25期
決算年月		2018年２月	2019年２月	2020年２月
売上高	（千円）	2,296,168	2,835,351	3,643,856
経常利益	（千円）	56,297	93,041	253,659
当期純利益	（千円）	38,664	58,349	174,381
持分法を適用した場合の投資利益	（千円）	－	－	－
資本金	（千円）	50,000	50,000	50,000
発行済株式総数	（株）	172,500	172,500	172,500
純資産額	（千円）	280,223	334,284	503,491
総資産額	（千円）	854,821	1,227,323	1,440,372
１株当たり純資産額	（円）	1,624.48	1,937.74	2,918.65
１株当たり配当額 （うち１株当たり中間配当額）	（円）	25.00 （－）	30.00 （－）	50.00 （－）
１株当たり当期純利益	（円）	224.14	338.25	1,010.91
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	（円）	－	－	－
自己資本比率	（％）	32.7	27.2	35.0
自己資本利益率	（％）	14.7	18.9	41.6
株価収益率	（倍）	8.9	5.9	2.0
配当性向	（％）	11.1	8.8	4.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△15,411	84,118	230,252
投資活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	△290,836	△121,959	△18,642
財務活動によるキャッシュ・フロー	（千円）	316,303	165,039	△42,046
現金及び現金同等物の期末残高	（千円）	113,511	240,709	410,273
従業員数	（人）	63	81	96

（注）１．当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
２．売上高には、消費税等は含まれておりません。
３．持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

４．第23期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。また、第24期及び第25期の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。
５．特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第３項の規定に基づき、第23期（2017年３月１日から2018年２月28日）及び第24期(2018年３月１日から2019年２月28日)の財務諸表については、至誠清新監査法人の監査を受けており、第25期(2019年３月１日から2020年２月29日)の財務諸表については、Moore至誠監査法人の監査を受けております。
６．2017年９月８日付で普通株式１株につき300株の割合で株式分割を行いましたが、第23期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、１株当たり当期純利益を算定しております。
７．臨時雇用者数については、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。

２【沿革】

当社は1995年12月に、埼玉県入間市において、株式会社三協運輸サービス（以下、【表３】参照）の100%子会社として、同社の西関東における引越業務の拠点という位置付で、株式会社三協マイスタッフという商号で設立しました。その後、2002年10月より実質休眠状態でありましたが、新たなビジネスモデルで再出発を図ることを目的として、2013年12月に株式会社パパネッツに商号変更いたしました。さらに2014年４月より、インテリア・トータルサポート事業として、家具・インテリア商材・オフィス什器等の配送受注発注業務である、「全国ツーマン配送ネットワークサービス」を開始いたしました。また、2015年３月に株式会社三協運輸サービスより管理会社サポート事業を吸収分割により承継し、同社子会社である株式会社パパサン（以下、【表２】参照）を当社が存続会社とする合併により、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」の業務を取り込みました。
（以下、【表１】参照）
当社の現在に至るまでの沿革を図示いたしますと、次のようになります。

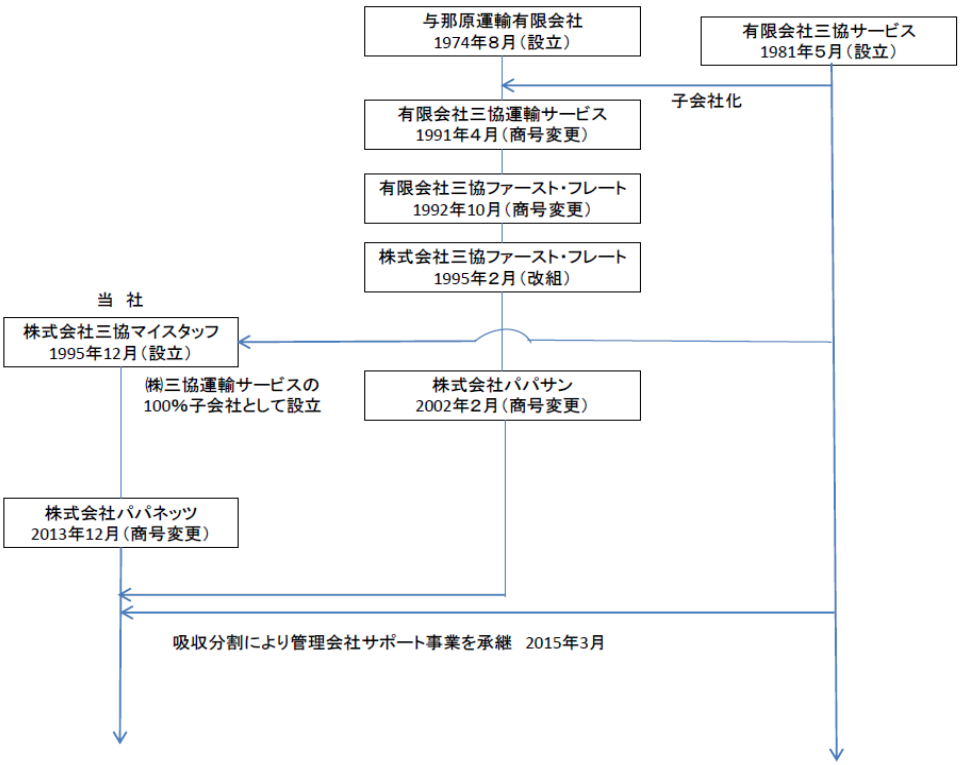

【表１】当社の沿革

年　月	事　項
1995年12月	埼玉県入間市に引越業務の拠点として株式会社三協マイスタッフを資本金15,000千円で設立
2002年10月	業務休眠(2002年10月１日～2014年３月31日)
2009年８月	本社を埼玉県入間市から埼玉県越谷市東大沢に移転
2013年12月	株式会社パパネッツに商号変更
2014年４月	インテリア・トータルサポート事業における「全国ツーマン配送ネットワークサービス」に係るパパネット受注センターを埼玉県越谷市花田に開設
2015年３月	株式会社三協運輸サービスから吸収分割により、管理会社サポート事業を承継 これにより首都圏本部を埼玉県越谷市東大沢、西日本支店を大阪府吹田市に開設
2015年３月	株式会社パパサンを吸収合併。これにより、レンタル布団業務を管理会社サポート事業へ吸収、「インテリアコーディネートサービス」「カーテン・ブラインドメンテナンスサービス」「インテリア素材調達サービス」をインテリア・トータルサポート事業へ吸収
2015年３月	東京営業所を東京都中央区に開設
2016年１月	資本金を50,000千円に増資
2016年10月	東京営業所を東京都江東区に移転
2016年11月	福岡営業所を福岡県福岡市博多区麦野に開設
2017年３月	西日本支店を大阪府豊中市に移転
2017年５月	本社を埼玉県越谷市東大沢から埼玉県越谷市越ヶ谷に移転
2017年５月	パパネット受注センターを埼玉県越谷市東大沢に移転
2017年５月	備品管理センターを埼玉県吉川市に開設
2017年10月	東京証券取引所　TOKYO PRO Marketへ上場
2017年11月	福岡営業所を福岡県福岡市博多区半道橋に移転
2018年１月	インテリアファブリック管理センターを東京都江戸川区に開設
2018年２月	首都圏本部とパパネット受注センターを埼玉県越谷市越ヶ谷に移転
2018年５月	名古屋営業所を愛知県あま市に開設
2020年３月	東京営業所・インテリアファブリック管理センターを東京都江東区に統合移転

【表２】株式会社パパサン　吸収合併消滅会社の沿革

年　月	事　項
1974年８月	与那原運輸有限会社を神奈川県厚木市に設立(資本金2,700千円)
1991年４月	有限会社三協運輸サービスに商号変更 株式会社三協運輸サービスの子会社化
1992年10月	有限会社三協ファースト・フレートに商号変更
1995年２月	株式会社三協ファースト・フレートに改組
2001年12月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
2002年２月	株式会社パパサンに商号変更
2002年８月	東京都中央区に東京営業所を開設し引越のサポート業務を開始
2003年３月	インテリア業務を開始
2006年８月	レンタル布団業務を開始
2015年３月	株式会社パパネッツへ吸収合併

【表３】株式会社三協運輸サービスの沿革

年　月	事　項
1981年５月	引越業務を目的として有限会社三協サービスを埼玉県草加市に設立(資本金1,500千円)
1981年９月	自動車運送業取扱業者として東京陸運局に登録
1985年11月	一般区域貨物自動車運送業免許を取得
1986年３月	本社を埼玉県越谷市宮前に移転
1986年４月	株式会社三協運輸サービスに改組し商号変更
1991年４月	有限会社三協運輸サービスを子会社化
1995年３月	ツーマン配送による家具共同配送事業を開始
1996年９月	本社を埼玉県越谷市東大沢に移転
2001年９月	管理会社サポート事業の前身のマンスリーマンションサポートサービスを開始
2015年３月	吸収分割の手続により、管理会社サポート事業を株式会社パパネッツへ承継
2017年５月	本社を埼玉県越谷市花田に移転

３【事業の内容】

当社は不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社をサポートする御用聴きカンパニーであります。

御用聴きカンパニーとは、多くの取引先様とお付き合いをする中で聞こえてきた「ここをもっと！」「こんなことも？」という声。こうした要望にできる限り応えようと、当社のスタッフが知恵を使い、現場力を発揮し、常に身近でお役に立てる“御用聴き”としてのノウハウを蓄積してきました。現場での工夫をブラッシュアップし、全社的に共有しながら、一つ一つをビジネス化した結果が、現在の当社です。

“御用聴き”をする当社の事業内容は、不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを行う御用聴き事業の単一セグメントですが、当社の事業内容を事業部門別に記載すると以下の通りです。

（１）管理会社サポート事業

①建物定期巡回サービス

不動産管理会社が管理を行っている建物に対して、定期巡回点検、共用部日常清掃を行い、不動産管理会社に対して報告書の作成を行っております。

当社の不動産巡回点検報告書システムである『じゅん君』をインストールした携帯情報端末を活用することで、点検対象物の写真や清掃前清掃後の写真掲載した巡回報告書を、スピーディーに作成することが可能となっております。

また、作成された報告書は、不動産管理会社側で Web を通じて直ちに閲覧が可能であり、委託者側においてもタイムリーに報告を受けることが可能となっております。

さらにシステムの特徴を活かし、当社の拠点がない地域でも業務を受託することが可能であり、全国の建物を対象としております。



②レンタルコンテナ点検サービス

レンタルコンテナ・トランクルームの定期巡回清掃を行い、報告書を作成しレンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告書の作成を行っております。定期巡回清掃に加え、コンテナ及びトランクの専有部において不具合があった場合の補修等も受託しております。建物定期巡回サービス同様に『じゅん君』を活用し、レンタルコンテナ・トランクルーム運営会社に対して報告を行っております。



③マンスリーマンションサポートサービス

マンスリーマンションなどの定期利用賃貸入居者に対して布団の販売及びレンタルを行っております。一時利用が多いと目される札幌から那覇までの主要都市で提供し、レンタルの布団の利用が終了した場合は個別に回収し、クリーニングを行った後、新たにレンタルを行っております。

また、マンスリーマンションに加え、家具付き賃貸新規物件の運営会社に対して、家具家電等の販売又はレンタル及び設置、入居者の退去後の清掃業務、家具家電等の備品の清掃及び一時保管を含め、マンスリーマンション及び家具付き賃貸物件などの定期利用賃貸物件の運営会社の手間を削減できるサービスを提供しております。





(2)インテリア・トータルサポート事業

①全国ツーマン配送ネットワークサービス



家具・インテリア商材・オフィス什器等の大型品を二人体制で配送し、開梱・組み立て・設置までを行う全国配送ネットワーク（以下、「パパネット」という)を構築し活用することで、ハウスメーカーから新築の戸建・マンションと併せて販売するインテリアの配送依頼を受けております。

従来は、新築住宅等の購入に合わせ、新しい家具を複数購入した場合、家具の種類やメーカーの数ごとに搬入が繰り返し行われ、その度に立会を行うなどの手間が発生しておりました。しかしながら、これらの家具を一旦一カ所に集めたうえで、一括配送することで複数の立会等の手間を省くことが可能となっております。このようなサービスをパパネットに加盟した全国の物流会社との協力により、全国でのツーマン配送を実現しております。

②インテリアコーディネートサービス



ハウスメーカーや不動産流通会社に対して、新築物件、中古物件・賃貸物件の御客様内覧用の空間づくり（ホームステージング）を行うにあたり、インテリア用品の販売及びレンタルを行っております。当該サービスにより、対象物件の成約率の向上にお役立て頂いております。

③カーテン・ブラインドメンテナンスサービス



ハウスメーカーが既に販売された住宅のオーナー様からの依頼により、当社がカーテンレールのメンテナンスや、ブラインドの取替作業なども行っております。

④インテリア素材調達サービス



国産木材を中心に素材を原木から調達し、インテリアメーカーに対して製材し販売を行っております。

(3)その他

不動産の賃貸及びレンタルコンテナを行っております。

（事業系統図）
以上の説明を事業系統図によって示すと次のようになります。
管理会社サポート事業

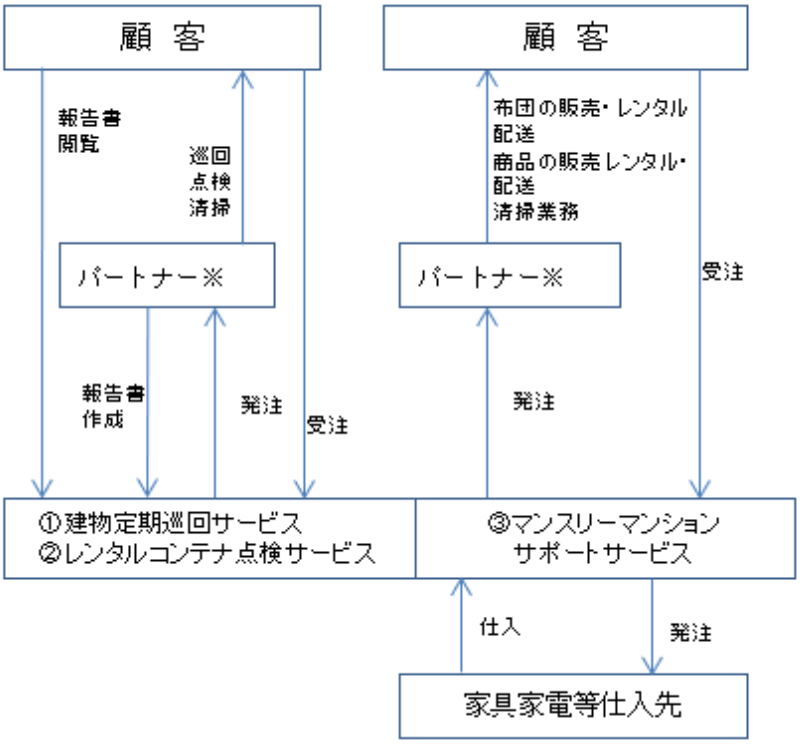

インテリア・トータルサポート事業

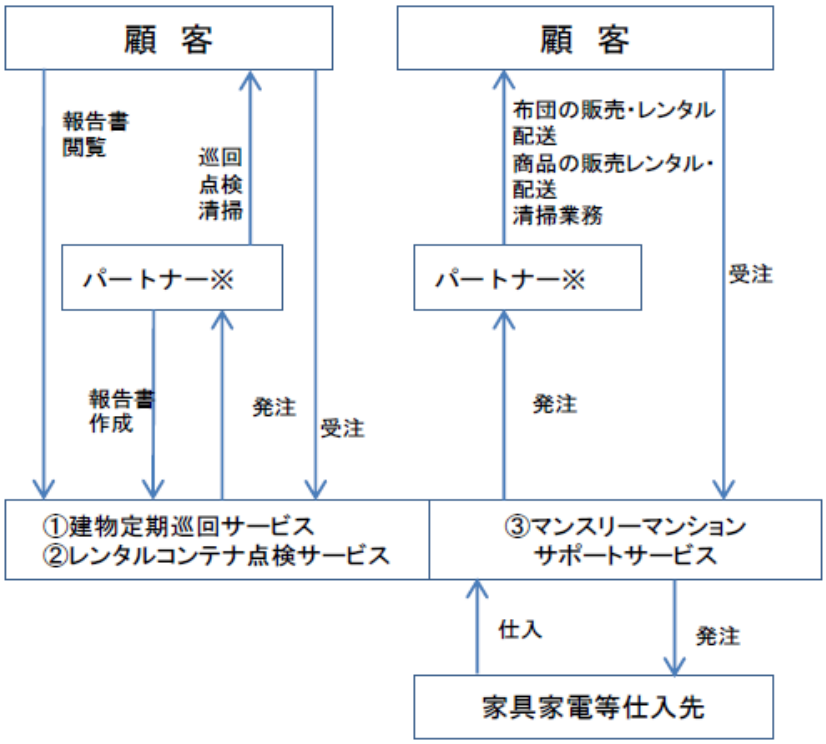

４【関係会社の状況】

該当事項はありません。

５【従業員の状況】

（１）提出会社の状況

2020年２月29日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
96	44.8	2.8	4,064

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10未満のため、記載を省略しております。
２．平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
３．当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。
４．業務拡大に伴い従業員数が第24期より15名増加しております。

（２）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第３【事業の状況】

１【業績等の概要】

（１）業績

当事業年度（2019年３月１日～2020年２月29日）における我が国経済は、米中の貿易摩擦もあり、非常に不安定な社会情勢もありながら、個人消費も持ち直しの傾向もみられ、緩やかながら景気回復が続きました。

期末に新型コロナウイルスという感染症が発生し、先行きが見えない状況になっており、経済活動も予断を許されない状況が続くことが予想されます。その中で、当社事業である管理会社サポート事業においては、定期巡回物件及び清掃件数は、昨年同様に増加をしており、インテリア・トータルサポート事業においては、利用運送の増加など、堅調に推移しております。

この結果、当事業年度の売上高は3,643,856千円（前事業年度比28.5%増）となり、営業利益は255,811千円（前事業年度比171.2%増）、経常利益は253,659千円（前事業年度比172.6%増）当期純利益は174,381千円（前事業年度比198.9%増）となりました。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（２）キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は 410,273 千円（前事業年度末比 169,563 千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により獲得した資金は 230,252 千円で前事業年度末に比べ 146,134 千円増加しております。主な増加要因は、税引前当期純利益の計上 253,659 千円、減価償却費 39,604 千円、未払消費税等の増加額 25,847 千円によるものであり、主な減少要因は売上債権の増加額 70,532 千円、法人税等の支払額 45,465 千円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により使用した資金は 18,642 千円で前事業年度末に比べ 103,317 千円減少しております。これは主に、無形固定資産の取得による支出 12,597 千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動により使用した資金は 42,046 千円で、前事業年度末に比べ 207,085 千円減少しております。増加要因は、長期借入れによる収入 270,000 千円によるものであり、主な減少要因は、短期借入金の純減少額 270,000 千円及び長期借入金の返済による支出 36,871 千円であります。

２【生産、受注及び販売の状況】

（１） 生産実績

当社は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

（２） 受注実績

各事業共に概ね受注から役務提供の開始までの期間が短いため、該当事項はありません。

（３） 販売実績

当事業年度の販売実績を示すと、次のとおりです。

当社は御用聴き事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

（単位：千円）

サービスの名称	当事業年度 （自 2019年３月１日 至 2020年２月29日）	前年同期比（%）
管理会社サポート事業	2,371,644	＋23.7
インテリア・トータルサポート事業	1,245,125	＋37.8
その他	27,087	＋77.9
合計	3,643,856	＋28.5

（注）１.主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前事業年度 （自 2018年３月１日 至 2019年２月28日）		当事業年度 （自 2019年３月１日 至 2020年２月29日）	
	販売高(千円)	割合（%）	販売高(千円)	割合（%）
株式会社マックスファシリティーズ	479,366	16.9	754,892	20.7
エリアリンク株式会社	405,876	14.3	484,513	13.3

２.上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社の事業と密接な関係のある住宅賃貸業界・新築住宅業界においては、賃貸住宅管理に関連する民法の改正が取り上げられており、今後の当社の対応スピードがさらに求められてくるものと考えております。また、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、今後の住宅業界において、新規着工数は今までのような増加は望めない状況が続くと考えております。また、消費者の景気への不安感から、買い控えも出てくることが予想されます。そのような状況の中で、当社は「顧客の要望に応え続ける」ことが企業の継続・発展に不可欠であると、社員一同認識しております。今後も、御客様のお困り事の要望に応え続けるべく、新規商品・サービスの開発を継続してまいります。そのために、課題として以下の重点事項に対処してまいります。

（1）人財確保・人財育成

当社の活動する業界は、労働集約産業でもあることから人財の確保及び人財育成は最重要課題であると認識しております。そのために当社では、新規採用及び人財共育には独自のカリキュラムを用いて積極的に行っております。また、今後の国内労働人口減に対応するべく国内外を視野に入れた採用活動に力を入れてまいります。また、当社の協力個人事業主等（以下「パートナー」という）の提携も引き続き進めてまいります。

（2）支店・営業所の拡大等

当社の御客様は広域にビジネス展開をされている企業が多数です。このため、全国各地での業務委託を望まれております。今後は、「パパネット」の強化と当社のパートナー並びに自社による支店・営業所の拡大が必要と考えております。

（3）事業資金の安定確保

当社では、更なる事業拡大及び安定経営を見据え、資金調達手段の多様化を計画的に行うことで、中期・長期に安定した成長のための財務強化に努めてまいります。

（4）新規事業への進出計画策定

当社は、主に不動産管理会社及びマンスリーマンション運営会社、並びにハウスメーカー及び不動産流通会社のサポートを、全国のパートナー及びパパネットを通じて事業展開しておりますが、既存顧客のみに偏ることのない事業展開を行うことが当社の安定的な発展には必要であると考えております。そのためには、全国のパートナー及びパパネットを活用した新規事業の開拓及び新規業務サポートシステムの開発を常に意識して計画を策定してまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行う必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当事業年度末日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

（1）市場環境について

当社は今後も、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の受注営業及び新サービス開発に積極的に取り組んでまいりますが、労働人口の減少により十分な人財の確保ができない場合や、各顧客が当社のような外部に業務委託するのではなく、自社での内製化方針等の動向によっては、当社の予想に反して受注営業及び新サービス開発が十分に拡大せず、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社の予想通り受注営業及び新サービスの開発が拡大した場合でも、競争激化に伴う受注価格の低下等の内容によっては、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（2）許認可登録について

当社の管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業において、当社の顧客から業務を受注し、当社のパートナー又はパパネットに発注を行うにあたり、国土交通大臣の貨物利用運送事業許可証が必要となっております。事業活動において違反行為が生じた場合には営業の停止又は許可の取り消しという行政処分が下される恐れがあります。

また、インテリア・トータルサポート事業において、賃貸マンション等における退去時の原状回復工事を一部受けていることから、「建設業法」に基づく一般建設業の許可を受けて業務を行っております。当社では現在、これらの規制に抵触するような事由は発生しておりませんが、万一当該基準に抵触するようなことがあれば、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

許認可登録名	番号	有効期限	取消条項
第一種貨物利用運送事業の登録	関自貨第 94 号	無期限	貨物利用運送事業法第 60 条
建設業の許可	埼玉県知事（般－27）第 69178 号	自 2015 年 12 月 11 日 至 2020 年 12 月 10 日	建設業法第 8・17 条

（3）知的財産について

当社は、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業のシステム及び知的財産を保有しております。また、他社の知的財産権を侵害しないために、新サービスを企画する際に弁理士を通じ調査を実施しております。しかしながら、第三者から知的財産権への抵触を理由に差止訴訟、損賠賠償請求等を提起された場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（4）人財確保、育成について

当社では、人財は重要な経営資源として捉えており、事業の継続発展に向け人財確保及び社員の共育が不可欠と考えております。そのため、当社は事業計画に合わせて優秀な人財の採用及び社員の共育を行っていく方針ですが、当社の求める人財を計画に合せて確保できない場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（5）パートナーについて

当社では、管理会社サポート事業及びインテリア・トータルサポート事業の両事業において、受注した業務について、協力個人事業主等であるパートナーに対して業務委託を行っております。従いまして、パートナーの確保・育成が、ビジネス展開の重要な要素となっております。今後、パートナーの確保・育成が計画通りに進まない場合は、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（6）パパネットについて

当社では、各地域のパパネットに加盟した物流会社に商品の梱包、発送等に関する業務、顧客への商品受け渡し、商品代金回収業務等の物流業務を委託しています。当社ではパパネット加盟企業と緊密に連携し、サービス水準の把握と向上を図っており、また、パパネットとの契約に基づき、直接的な損害はパパネット加盟企業に賠償請求できます。しかし、サービス水準の低下等が発生し、当社に

対する顧客の信用低下が発生した場合等においては、当社への損害賠償請求や当社の信用低下等によって、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（7）株式会社三協運輸サービスとの関係について

当社は、株式会社三協運輸サービス（以下、「同社」という。）の100%子会社として設立しましたが、第三者割当増資及び、株式の移動を経て現在の株主構成となっております。

当社と同社との間では、建物巡回サービス等のパートナーであり、全国ツーマン配送ネットワークサービスにおけるパパネットの業務委託先としての取引もあります。両サービス共に関東圏については同社に業務を委託している関係上、2020年2月期における業務委託費に占める同社の割合は23.8%と相対的に高いものとなっております。なお、同社との取引に係る支払条件につきましては、第三者と比較して同等の条件であります。

当社は同社との間で良好な関係を維持しており、安定的に委託が行えるような体制となっておりますが、何らかの理由により、同社における経営戦略の変更、収益の悪化等が発生した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（8）自然災害等について

大規模な地震や台風等の自然災害が発生した場合、被災した当社含め、パートナーの被災状況、被災した顧客の支援活動等により多額の費用が発生する可能性があります。また、道路等の社会インフラの大規模損壊により、各サービスに影響が生じ、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（9）個人情報管理について

当社のインテリア・トータルサポート事業において、ハウスメーカーから受注した家具の一括配送の受発注データには個人情報が含まれていることから、当社は「個人情報の保護に関する法律」の適用を受けております。これらの個人情報について適切な情報管理体制を構築するために、当社において情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）認証を取得しておりますが、何らかの理由でこれらの個人情報が外部に流出したり、悪用されるといった事態が発生した場合には、当社の評価やイメージに影響を及ぼし、その結果として当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) システムダウンについて

当社では各サービスにおいて情報管理をシステム化しております。ウイルス対策やバックアップ機能等対策を講じておりますが、万一、自然災害の他コンピューターウイルスやハッキング等によりシステムの長時間停止を余儀なくされた場合、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) J-Adviserとの契約について

当社では、2016年12月10日開催の取締役会において、フィリップ証券株式会社を担当J-Adviserに指定することを決議し、2017年1月31日にフィリップ証券株式会社との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、当事業年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

＜J-Adviser契約解除に関する条項＞

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券株式会社（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、１年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して１年を経過する日（当該１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該１年を経過した日から起算して１年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、２年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算

して２年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して１年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該１年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のａ及びｂに定める書類に基づき行う。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）の場合の区分に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に規定する書面

（ａ）法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

（ｂ）私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

ｂ　本号但し書に定める１年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

ａ　甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

ｂ　甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

ｃ　甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の 100 分の 10 に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のａないしｃの全てに該当するものをいう。

ａ　次の（ａ）又は（ｂ）に定める場合に従い、当該（ａ）又は（ｂ）に定める事項に該当すること。

（ａ）甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（ｂ）甲が前号ｃに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号ｃに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

ｂ　当該再建計画に次の（ａ）及び（ｂ）に掲げる事項が記載されていること。

（ａ）当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

（ｂ）前ａの（ａ）に規定する見込みがある旨及びその理由又は同（ｂ）に規定する合意がなされてい

ること及びそれを証する内容

c　当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のａからｃまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該ａからｃまでに掲げる場合には当該ａからｃまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a　甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(ａ)又は(ｂ)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の３日前（休業日を除外する。）の日

（ａ）TOKYO PRO Market の上場株券等

（ｂ）上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b　甲が、前ａに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c　甲が、ａ及び前ｂに規定する事由以外の事由により解散する場合（③ｂの規定の適用を受ける場合ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（ⅰ 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ⅱ 会社分割による非上場会社からの事業の承継、ⅲ 非上場会社からの事業の譲受け、ⅳ 会社分割による他の者への事業の承継、ⅴ 他の者への事業の譲渡、ⅵ 非上場会社との業務上の提携、ⅶ 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、ⅷ その他非上場会社の吸収合併又はこれらⅰからⅶまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のａ又はｂに該当する場合

a　甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b　甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書に「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を株式会社東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のａからｇまでのいずれかに掲げる行為を行っていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

ａ　買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）

ｂ　ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

ｃ　拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）。

ｄ　上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

ｅ　上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。

ｆ　議決権の比率が300％を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

ｇ　株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは株式会社東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

＜J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項＞

１．いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り１ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

２．前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、１ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

３．契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を株式会社東京証券取引所に通知しなければならない。

５【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

６【研究開発活動】

該当事項はありません。

７【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

（１）重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

（２）財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 961,089 千円で、前事業年度末に比べ 232,544 千円増加しております。現金及び預金の増加 169,563 千円及び売掛金の増加 70,532 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 479,282 千円で、前事業年度末に比べ 19,495 千円減少しております。特許権の減少 10,136 千円及び建物(純額)の減少 9,373 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は 483,525 千円で、前事業年度末に比べ 139,856 千円減少しております。短期借入金の減少 270,000 千円、１年内返済予定の長期借入金の増加 39,886 千円、未払法人税等の増加 34,325 千円、未払消費税等の増加 25,847 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 453,355 千円で、前事業年度末に比べ 183,698 千円増加しております。長期借入金の増加 193,243 千円が主な変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は 503,491 千円で、前事業年度末に比べ 169,206 千円増加しております。当期純利益の計上による利益剰余金の増加 174,381 千円が主な変動要因であります。

（３）経営成績の分析

(売上高)

当事業年度における売上高は 3,643,856 千円（前事業年度比 28.5%増）となりました。売上高が増加した主な要因は、新規マンスリーマンション、ホテル設置受注件数の増加及び既存顧客・新規顧客の清掃、巡回件数の増加によるものであります。

(売上総利益)

当事業年度における売上総利益は 974,688 千円（前事業年度比 39.2%増）となりました。売上総利益が増加した主な要因は、前述の売上高が増加した主な要因と同様であります。

(販売費及び一般管理費)

当事業年度における販売費及び一般管理費は、718,876 千円（前事業年度比 18.7%増）となりました。主な要因は、人件費の増加によるものであります。

(営業利益)

販売費及び一般管理費の増加による影響から、当事業年度における営業利益は 255,811 千円（前

事業年度比 171.2%増）となりました。

(経常利益)

営業利益の増額による影響から、当事業年度における経常利益は 253,659 千円（前事業年度比 172.6%増）となりました。

(当期純利益)

以上の結果により、税引前当期純利益は 253,659 千円（前事業年度比 207.5%増）となり、当事業年度における当期純利益は 174,381 千円（前事業年度比 198.9%増）となりました。

（4）キャッシュ・フローの分析

当事業年度におけるキャッシュ・フローの概況については、「１　業績等の概要　（２）キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

（5）資金繰りについて

当社の運転資本については、現時点では十分な現預金を保有しており、また借入による資金調達が可能であることから十分であることを確認しています。

（6）経営戦略の現状と見通し

当社は「我々は御客様第一であり、企業の繁栄は御客様を増やす以外にないのである。常なるサービスは御客様の為であり、御客様の要望を満足させるべく会社を変化発展させる事こそ我が社の唯一の道である。」という経営理念を実現すべく、当社の認知度の向上、取引先の拡大、人財の確保、各事業部門間でのサービス連携の強化を図ってまいります。

（7）経営者の問題意識と今後の方針について

「３　対処すべき課題」に記載のとおりです。

第４【設備の状況】

１【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

２【主要な設備の状況】

2020年２月29日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)			従業員(人)
		建物	土地 (面積㎡)	合計	
花田倉庫 (埼玉県越谷市)	貸倉庫	6,199	27,149 (232.05)	33,349	―
千葉センター (千葉県八千代市)	貸事務所・倉庫	―	38,708 (377.12)	38,708	―
本社ビル (埼玉県越谷市)	本社及び賃貸等不動産	38,818	99,972 (406.44)	138,791	59
ハローストレージ (神奈川県横浜市南区)	貸倉庫	67,343	40,002 (157.00)	107,346	―

(注) 1.上記金額には消費税等は含まれておりません。
2.上記の他、主要な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名 (所在地)	設備の内容	年間賃借料 (千円)
東京営業所 (東京都江東区)	建物(事務所)	6,801
西日本支店 (大阪府豊中市)	建物(事務所)	16,800
福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)	建物(事務所)	2,760
備品管理センター (埼玉県吉川市)	建物（倉庫）	21,000
インテリアファブリック管理センター (東京都江戸川区)	建物（倉庫）	12,060
名古屋営業所 (愛知県あま市)	建物(事務所)	3,600

３【設備の新設、除却等の計画】

（１）重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の計画はありません。

（２）重要な設備の売却等

賃貸部門において、次の設備を売却しております。その内容は以下のとおりであります。

事業所名	所在地	設備の内容	売却時期	売却価格	前期末帳簿価額
千葉 センター	千葉県八千代市	貸事務所・ 倉庫	2020年３月30日	51,350千円	38,708千円

(注)　上記の金額には消費税は含まれておりません

第５【発行者の状況】
１【株式等の状況】

（１）【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数（株）	未発行株式数（株）	事業年度末現在発行数（株）（2020年２月29日）	公表日現在発行数（株）（2020年５月29日）	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	690,000	517,500	172,500	172,500	東京証券取引所（TOKYO PRO Market）	単元株式数100株
計	690,000	517,500	172,500	172,500	―	―

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

2018年３月７日　取締役会決議		
	最近事業年度末現在（2020年２月29日）	公表日の前月末現在（2020年４月30日）
新株予約権の数（個）	958（注）２	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	－	－
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	23,950（注）２	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,000（注）３	同左
新株予約権の行使期間	2021年６月　１日～2028年３月22日（但し、2028年３月22日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までとする。	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格　　2,000 資本組入額　1,000	同左
新株予約権の行使の条件	（注）４	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	－	－
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）５	同左

（注）１．新株予約権１個につき25円で有償発行しております

２．新株予約権１個につき目的となる株式数は、25株であります。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

３．本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の１株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

４．① 新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出する 2021 年２月期から 2025 年２月期のいずれかの事業年度における、有価証券報告書に記載された損益計算書（連結損益計算書を作成している場合、連結損益計算書）において、経常利益が下記（a）または（b）に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）を上限として行使することができる。

（a）経常利益が 200 百万円を超過した場合 行使可能割合：50％

（b）経常利益が 300 百万円を超過した場合 行使可能割合：100％

なお、国際財務報告基準の適用等により参照すべき項目の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を当社取締役会にて定めるものとする。また、行使可能割合の計算において、各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。

② 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。

④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

⑤ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

５．当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第１項第８号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

（１）交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

（２）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

（３）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記（注）１に準じて決定する。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記（注）２で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価

額に、上記（３）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

上記の行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記の行使期間の末日までとする。

（６）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記の株式の発行価格及び資本組入額に準じて決定する。

（７）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

（８）その他新株予約権の行使の条件

上記（注）３に準じて決定する。

（９）新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

②新株予約権者が権利行使をする前に、上記（注）３に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

（３）【ＭＳＣＢ等の行使状況等】

該当事項はありません。

（４）【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

（５）【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数（株）	発行済株式総数残高（株）	資本金増減額（千円）	資本金残高（千円）	資本準備金増減額（千円）	資本準備金残高（千円）
2017年９月８日（注）	171,925	172,500	－	50,000	－	－

(注)2017年８月23日開催の取締役会決議により、2017年９月８日付で普通株式１株を300株に分割しております。これにより発行済株式総数は171,925株増加し、172,500株となっております。

（６）【所有者別状況】

2020年２月29日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	－	－	2	－	－	1	3	－
所有株式数（単元）	－	－	－	1,200	－	－	525	1,725	－
所有株式数の割合（％）	－	－	－	69.6	－	－	30.4	100	－

（７）【大株主の状況】

2020年２月29日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
株式会社花明	埼玉県北葛飾郡松伏町大字上赤岩1530番地－1	119,900	69.51
中本久富	埼玉県北葛飾郡松伏町	52,500	30.43
松本寝具株式会社	東京都江東区南砂5丁目15-11	100	0.06
計	―	172,500	100.00

（注）株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第３位を四捨五入しております。

（８）【議決権の状況】

①【発行済株式】

2020年２月29日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	－	－	－
議決権制限株式（自己株式等）	－	－	－
議決権制限株式（その他）	－	－	－
完全議決権株式（自己株式等）	－	－	－
完全議決権株式（その他）	普通株式 172,500	1,725	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	－	－	－
発行済株式総数	172,500	－	－
総株主の議決権	－	1,725	－

②【自己株式等】

該当事項はありません。

（９）【ストックオプション制度の内容】

「第一部【企業情報】第５【発行者の状況】１【株式等の状況】（２）【新株予約権等の状況】」をご参照ください。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】　　該当事項はありません。

（1）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（2）【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（3）【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

（4）【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当に年２回の剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながら、その実施を検討する所存であります。

なお、当事業年度の配当につきましては、期末配当金を 1 株につき 50 円とすることといたしました。

（注）基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 （千円）	１株当たり配当額 （円）
2020 年５月 20 日 定時株主総会決議	8,625	50

4【株価の推移】

（1）【最近３年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第 23 期	第 24 期	第 25 期
決算年月	2018 年２月	2019 年２月	2020 年２月
最高（円）	2,000	－	－
最低（円）	2,000	－	－

（注）１．最高･最低株価は東京証券取引所　TOKYO　PRO　Market におけるものであります。

２．第 24 期及び第 25 期の株価につきましては、売買実績がないため記載しておりません。

（2）【最近６月間の月別最高・最低株価】

月別	2019 年９月	10 月	11 月	12 月	2020 年１月	２月
最高（円）	－	－	－	－	－	－
最低（円）	－	－	－	－	－	－

（注）１．最高･最低株価は東京証券取引所　TOKYO　PRO　Market におけるものであります。

２．2017 年 10 月以降において、売買実績がないため記載しておりません。

５【役員の状況】

男性９名　女性１名　（役員のうち女性の比率 10%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	伊藤　裕昭	1973年3月5日	1991年７月 2003年４月 2004年12月 2013年12月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社パパサン取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社代表取締役社長就任（現任）	(注)1	(注)４	―
専務取締役	―	二田　泰久	1971年4月21日	1990年４月 2003年４月 2004年12月 2013年12月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社パパサン取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社専務取締役就任（現任）	(注)1	(注)４	―
常務取締役	総務経理部長	宮﨑　恵子	1958年5月18日	1983年４月 2000年７月 2003年９月 2016年９月 2017年３月 2017年３月 2017年５月	株式会社関西相互銀行(現株式会社関西みらい銀行)入行 株式会社日鳥大和入社 株式会社三協運輸サービス入社 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社取締役就任 当社総務経理部長就任(現任) 当社常務取締役就任(現任)	(注)1	(注)４	―
取締役	首都圏本部長	柳澤　謙介	1967年11月20日	1988年５月 1996年７月 2000年12月 2000年12月 2016年３月 2017年３月 2017年３月	株式会社三協運輸サービス入社 株式会社三協運輸サービス統括部長就任 株式会社三協ファーストフレート取締役就任 株式会社三協マイスタッフ取締役就任 株式会社三協運輸サービス取締役就任 当社取締役就任（現任） 当社首都圏本部長就任(現任)	(注)1	(注)４	―
取締役	西日本支　店支店長	早坂　貴幸	1973年６月13日	1992年４月 2014年３月 2019年５月	株式会社三協運輸サービス入社 当社西日本支店支店長就任(現任) 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)４	―
取締役(非常勤)	―	武田　茂	1952年９月11日	1978年10月 1983年４月 1988年８月 1994年９月 1998年６月 2002年12月 2011年６月 2012年８月 2015年６月 2016年６月 2016年６月 2017年３月 2019年５月	監査法人太田哲三事務所(現EY新日本有限責任監査法人)入所 日本合同ファイナンス株式会社(現株式会社ジャフコ)入社 武田公認会計士事務所開設(現任) トッキ株式会社社外監査役就任 一般社団法人全国届出自動車教習所協会監事就任（現任） 興亜監査法人代表社員就任（現任） 一般社団法人日本ウォーキング協会監事就任（現任） 税理士法人KOA代表社員就任　（現任） 公益財団法人松園尚己記念財団評議員就任（現任） 特定非営利活動法人新日本歩き道紀行推進機構監事就任（現任） 公益財団法人八幡記念育英奨学金理事就任（現任） 当社監査役就任 当社社外取締役就任(現任)	(注)1	(注)４	―
監査役(常勤)	―	長池　知己	1959年8月11日	1983年４月 1986年５月 2008年12月 2009年12月 2013年12月 2020年５月	北海道大成パルコン株式会社(現大成建設ハウジング株式会社)入社 株式会社インテリアセンター(現カンディハウス株式会社)入社 株式会社パパサン入社 ドゥーマンズ株式会社取締役就任 当社取締役就任 当社常勤監査役就任（現任）	(注)3	―	―

監査役 (非常勤)	－	澤田　雪児	1966年９月12日	1990年４月 1991年４月 1994年４月 2004年４月 2019年５月 2020年５月	大和證券株式会社入社 井上斉藤英和監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 澤田公認会計士事務所所長（現任） 当社常勤監査役就任 当社監査役就任(現任)	(注)２	(注)４	―
監査役 (非常勤)	－	細川　律夫	1943年８月８日	1974年４月 1990年２月 2009年９月 2010年９月 2019年５月	弁護士登録 衆議院議員 厚生労働副大臣 厚生労働大臣 当社監査役就任（現任）	(注)２	(注)４	―
監査役 (非常勤)	－	横塚　章	1954年７月14日	1985年４月 1985年４月 1985年４月 1985年４月 2019年５月	弁護士登録 東京弁護士会 日本弁護士連合会 弁護士倫理委員会　委員 当社監査役就任(現任)	(注)２	(注)４	―
計								―

（注）１．取締役の任期は、2019年２月期に係る定時株主総会終結の時から2021年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
２．監査役澤田雪児、細川律夫及び横塚章の任期は、2019年２月期に係る定時株主総会終結の時から2023年２月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
３．監査役長池知己の任期は2020年２月期に係る定時株主総会終結の時から2024年2月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
４．2020年２月期における役員報酬の総額は80,100千円の支給しております。
５．武田茂は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
６．澤田雪児、細川律夫及び横塚章は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。

６【コーポレート・ガバナンスの状況等】

（１）【コーポレート・ガバナンスの状況】

①　コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを企業経営の重要事項と位置付けております。株主をはじめ多様なステーク・ホルダーとの適切な関係を維持し、社会に対する責任を果たしながら事業活動を行うことが、長期的な業績向上や持続的成長の目的達成に最も重要な課題のひとつと考えております。コーポレート・ガバナンスの機能を充実させ、透明性と公正性の高い経営を確立することは当社の重要な基本的責務です。

このため、当社は取締役会を中心とした経営監督・監視機能を強化し、内部統制・リスク管理等の問題に対処するため、コーポレート・ガバナンス体制を整備し、持続的発展を第一義に考えた事業運営を行ってまいります。

②　会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、６名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定時取締役会を毎月１回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役会

当社は監査役会制度を採用しており、４名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の職務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．監査法人

当社は、Moore 至誠監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。なお 2020 年２月期において監査を執行した公認会計士は森脇淳氏、梅澤慶介氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士３名その他１名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。

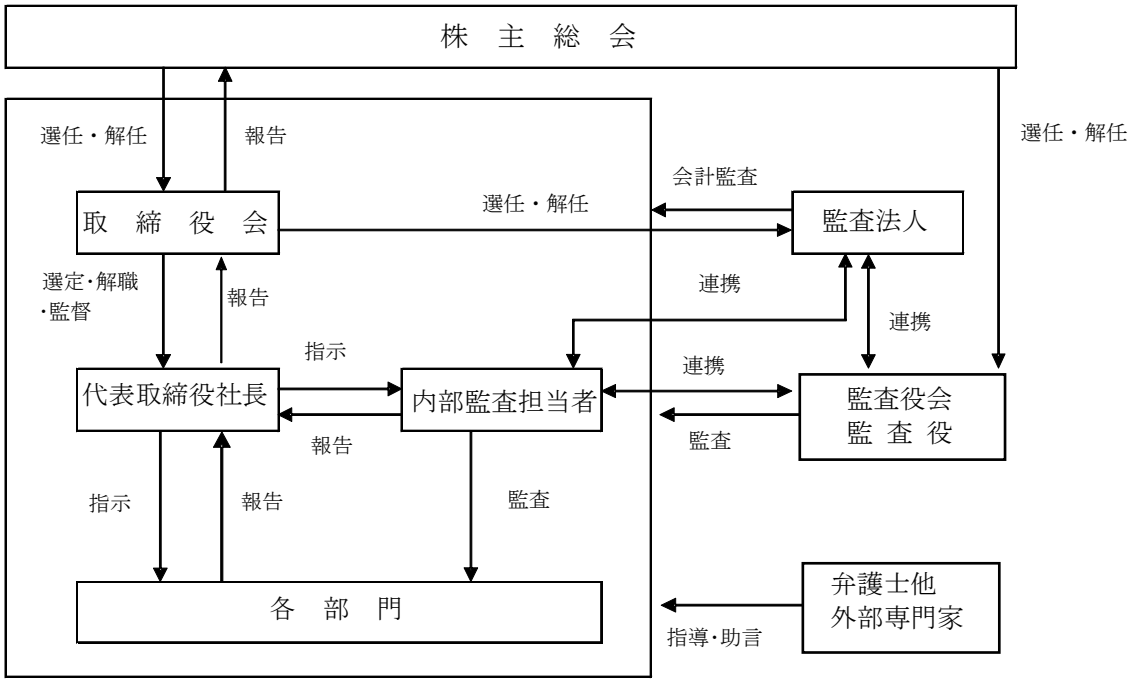

③　内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④　内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、総務経理部(担当者２名)が主管部署として、業務を監査しております。総務経理部の監査は、総務経理部以外の者が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

監査役については４名を選任しております。監査役は取締役会その他の重要な会議へ出席し、経営の監視機能強化を図るとともに重要な決裁書類を閲覧し、職務執行及び意思決定について適法性・適正性を監視しております。

なお、内部監査担当者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制になっております。

⑤　リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として総務経理部が情報の一元化を行っております。

また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥　社外取締役及び社外監査役の状況

社外取締役１名、社外監査役は３名を選任しております。

社外取締役武田茂氏は、公認会計士であり、財務及び会計の専門家の立場から経営に対する監視、監督機能を担っております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利

害関係はありません。
社外監査役澤田雪児氏は公認会計士の資格を有していることから、会計に関する広い経験と知識で適正な監査と助言が期待できるものと考えております。細川律夫氏及び横塚章氏は、弁護士として法律及び政治に関する高い見識を有しており、有意義な助言や意見をいただけると判断しております。また、当社との間には人的関係、資本的関係、または、取引関係その他の利害関係はありません。
なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦　支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針
支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧　役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	賞与	ストックオプション	
取締役（社外取締役を除く）	71,000	65,640	5,360	－	7
監査役（社外監査役を除く）	－	－	－	－	－
社外役員	9,100	8,300	800	－	4

⑨　取締役及び監査役の定数
当社の取締役は10名以内、監査役は５名以内とする旨を定款で定めております。

⑩　取締役の選任決議要件
当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑪　株主総会の特別決議要件
当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第２項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑫　自己の株式の取得
当社は、会社法第165条第２項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑬　中間配当に関する事項
当社は、株主の機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第５項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑭　取締役及び監査役の責任免除
当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑮　社外取締役及び社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑯　株式の保有状況

該当事項はありません。

（2）【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
8,000	―

②【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第６【経理の状況】

１　財務諸表の作成方法について

（１）当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）に基づいて作成しております。

（２）当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第３項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

２　監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき、当事業年度（2019 年３月１日から 2020 年２月 29 日まで）の財務諸表について、Moore 至誠監査法人により監査を受けております。

なお、従来、当社が監査証明を受けている至誠清新監査法人は 2020 年１月１日に名称を変更し、Moore 至誠監査法人となりました。

３　連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1【財務諸表等】

（1）【財務諸表】

①【貸借対照表】

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年２月28日）		当事業年度 （2020年２月29日）	
資産の部				
流動資産				
現金及び預金		240,709		410,273
売掛金		433,094		503,627
商品		41,054		27,250
貯蔵品		2,953		3,259
前払費用		10,646		16,007
その他		1,156		701
貸倒引当金		△1,070		△30
流動資産合計		728,545		961,089
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）	※２	123,421	※２	114,047
車両運搬具（純額）		3,277		3,874
工具、器具及び備品（純額）		4,040		2,697
土地	※２	205,833	※２	205,833
有形固定資産合計	※１	336,572	※１	326,452
無形固定資産				
特許権		64,196		54,060
電話加入権		451		451
ソフトウエア		49,532		45,618
無形固定資産合計		114,180		100,129
投資その他の資産				
長期前払費用		2,983		1,398
繰延税金資産		21,075		21,587
敷金及び保証金		23,936		29,684
破産更生債権等		66		－
その他		30		30
貸倒引当金		△66		－
投資その他の資産合計		48,024		52,700
固定資産合計		498,777		479,282
資産合計		1,227,323		1,440,372

（単位：千円）

	前事業年度 （2019年２月28日）		当事業年度 （2020年２月29日）	
負債の部				
流動負債				
買掛金		8,519		13,336
短期借入金	※３	270,000		－
１年内返済予定の長期借入金	※２	14,366	※２	54,252
未払費用		270,970		278,492
未払法人税等		27,619		61,944
未払消費税等		19,036		44,884
前受金		1,484		4,510
預り金		5,496		12,261
賞与引当金		5,887		7,681
役員賞与引当金		－		6,160
流動負債合計		623,381		483,525
固定負債				
長期借入金	※２	230,290	※２	423,533
役員退職慰労引当金		34,046		26,470
その他		5,320		3,352
固定負債合計		269,656		453,355
負債合計		893,038		936,880
純資産の部				
株主資本				
資本金		50,000		50,000
資本剰余金				
その他資本剰余金		114,450		114,450
資本剰余金合計		114,450		114,450
利益剰余金				
利益準備金		833		1,351
その他利益剰余金				
別途積立金		2,000		2,000
繰越利益剰余金		166,976		335,665
利益剰余金合計		169,810		339,017
株主資本合計		334,260		503,467
新株予約権		23		23
純資産合計		334,284		503,491
負債純資産合計		1,227,323		1,440,372

②【損益計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
売上高	2,835,351	3,643,856
売上原価	2,135,342	2,669,168
売上総利益	700,009	974,688
販売費及び一般管理費	※１　605,685	※１　718,876
営業利益	94,323	255,811
営業外収益		
受取利息	183	69
預り保証金精算益	347	605
その他	649	1,232
営業外収益合計	1,180	1,907
営業外費用		
支払利息	1,975	4,059
その他	487	－
営業外費用合計	2,462	4,059
経常利益	93,041	253,659
特別損失		
減損損失	※２　10,563	－
特別損失合計	10,563	－
税引前当期純利益	82,478	253,659
法人税、住民税及び事業税	35,551	79,790
法人税等調整額	△11,422	△512
法人税等合計	24,128	79,278
当期純利益	58,349	174,381

【売上原価明細書】

区分	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）			当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）		
	金額（千円）		構成比 （%）	金額（千円）		構成比 （%）
Ⅰ　商品売上原価						
１　商品期首たな卸高	1,991			41,054		
２　当期商品仕入高	147,260			290,794		
合計	149,252			331,849		
３　商品期末たな卸高	41,054	108,197	5.1	27,250	304,599	11.4
Ⅱ　サービス売上原価						
１　労務費	14,045			11,593		
２　外注費	1,677,623			2,089,995		
３　経費	335,476			262,980		
当期総サービス費用	2,027,144	2,027,144	94.9	2,364,569	2,364,569	88.6
売上原価		2,135,342	100.0		2,669,168	100.0

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自　2018年３月１日　　至　2019年2月28日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	114,450	114,450	402	2,000	113,370	115,773	280,223	－	280,223
当期変動額										
剰余金の配当				431		△4,743	△4,312	△4,312		△4,312
当期純利益						58,349	58,349	58,349		58,349
株主資本以外の項目の当期変動額合計(純額)									23	23
当期変動額合計	－	－	－	431	－	53,605	54,037	54,037	23	54,061
当期末残高	50,000	114,450	114,450	833	2,000	166,976	169,810	334,260	23	334,284

当事業年度（自　2019年３月１日　至　2020年２月29日）

（単位：千円）

	株主資本								新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				株主資本合計		
		その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	50,000	114,450	114,450	833	2,000	166,976	169,810	334,260	23	334,284
当期変動額										
剰余金の配当				517		△5,692	△5,175	△5,175		△5,175
当期純利益						174,381	174,381	174,381		174,381
株主資本以外の項目の当期変動額合計(純額)									－	－
当期変動額合計	－	－	－	517	－	168,689	169,206	169,206	－	169,206
当期末残高	50,000	114,450	114,450	1,351	2,000	335,665	339,017	503,467	23	503,491

④【キャッシュ・フロー計算書】

（単位：千円）

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	82,478	253,659
減価償却費	36,980	39,604
減損損失	10,563	－
貸倒引当金の増減額（△は減少）	386	△1,106
賞与引当金の増減額（△は減少）	1,298	1,794
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	8,894	△7,576
役員賞与引当金の増減額（△は減少）	－	6,160
受取利息	△183	△69
支払利息	1,975	4,059
売上債権の増減額（△は増加）	△127,648	△70,532
たな卸資産の増減額（△は増加）	△39,104	13,497
仕入債務の増減額（△は減少）	4,391	4,817
未払費用の増減額（△は減少）	90,508	7,221
未払消費税等の増減額（△は減少）	18,288	25,847
その他	5,415	2,061
小計	94,244	279,439
利息の受取額	183	69
利息の支払額	△2,290	△3,791
法人税等の支払額	△8,019	△45,465
営業活動によるキャッシュ・フロー	84,118	230,252
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△115,689	△2,535
無形固定資産の取得による支出	△4,446	△12,597
敷金及び保証金の差入による支出	△1,054	△6,021
敷金及び保証金の返還による収入	68	10
その他	△837	2,501
投資活動によるキャッシュ・フロー	△121,959	△18,642
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（△は減少）	60,000	△270,000
長期借入れによる収入	120,000	270,000
長期借入金の返済による支出	△10,672	△36,871
配当金の支払額	△4,312	△5,175
新株予約権の発行による収入	23	－
財務活動によるキャッシュ・フロー	165,039	△42,046
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	127,198	169,563
現金及び現金同等物の期首残高	113,511	240,709
現金及び現金同等物の期末残高	※　240,709	※　410,273

【注記事項】
（重要な会計方針）
１．たな卸資産の評価基準及び評価方法
商品・貯蔵品
主として総平均法を採用しております。
（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法
（１）有形固定資産
定率法を採用しております。ただし、1998 年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに 2016 年４月１日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	３年～31 年
車両運搬具	４年～６年
工具、器具及び備品	５年～20 年

（２）無形固定資産
定額法を採用しております。
なお、主な償却年数は以下のとおりであります。

特許権	８年
ソフトウエア(自社利用分)	５年(社内における利用可能期間)

（３）長期前払費用
均等償却によっております。

３．引当金の計上基準
（１）貸倒引当金
債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
（２）賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。
（３）役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に備えて、当事業年度に見合う支給見込額に基づき計上しております。
（４）役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

４．キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期な投資からなっております。

５．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（未適用の会計基準等）

・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2018年３月30日企業会計基準委員会）

・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号　2018年３月30日企業会計基準委員会）

（１）概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の５つのステップを適用し認識されます。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ５：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

（２）適用予定日

2023年２月期の期首より適用予定であります。

（３）当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（表示方法の変更）

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用に伴う変更）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号2018年２月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」5,670千円は「投資その他の資産」の「繰延税金資産」21,075千円に含めて表示しております。

（貸借対照表関係）

※１　有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
有形固定資産の減価償却累計額	34,980 千円	47,213 千円

※２　担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は以下のとおりであります。

	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
建物（純額）	114,506 千円	106,162 千円
土地	139,974 千円	139,974 千円
計	254,481 千円	246,137 千円

	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
１年内返済予定の長期借入金	14,366 千円	15,672 千円
長期借入金	230,290 千円	214,618 千円
計	244,656 千円	230,290 千円

※３　当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行７行と当座貸越契約を締結しております。
事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
当座貸越極度額	750,000 千円	750,000 千円
借入実行残高	270,000 千円	－ 千円
差引額	480,000 千円	750,000 千円

（損益計算書関係）

※１　販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
貸倒引当金繰入額	386 千円	△1,040 千円
役員報酬	73,160 〃	73,940 〃
給料及び手当	201,760 〃	256,852 〃
賞与引当金繰入額	5,845 〃	7,589 〃
役員賞与引当金繰入額	－	6,160 〃
役員退職慰労引当金繰入額	8,894 〃	6,894 〃
減価償却費	14,794 〃	15,299 〃
おおよその割合		
販売費	1.0%	0.9%
一般管理費	99.0%	99.1%

※２　減損損失

前事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しました。

場所	用途	種類
千葉県八千代市	貸倉庫	土地及び建物

当社は、主として物件ごとに資産のグルーピングを行っております。

上記資産については、今後の収益計上が見込めないことから帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（10,563千円）として特別損失に計上しました。

その内訳は、建物10,156千円、土地406千円であります。

なお、回収可能価額は正味売却価額により測定しており、正味売却価額は、固定資産税評価額に基づいて自社で算定した金額により評価しております。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自　2018年３月1日　至　2019年２月28日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	172,500	－	－	172,500

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第２回新株予約権（注）１、２、３	普通株式	－	23,950	－	23,950	23
合計		－	23,950	－	23,950	23

（注）１．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

２．目的となる株式の数の変動事由の概要

第２回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

３．第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2018年５月23日定時株主総会	普通株式	4,312	25	2018年２月28日	2018年５月24日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,175	30	2019年２月28日	2019年５月23日

当事業年度（自　2019年３月１日　至　2020年２月29日）

１．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	172,500	－	－	172,500

２．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

３．新株予約権に関する事項

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
第２回新株予約権（注）１、２、３	普通株式	23,950	－	－	23,950	23
合計		23,950	－	－	23,950	23

（注）１．目的となる株式の数は、新株予約権が権利行使されたものと仮定した場合における株式数を記載しております。

２．目的となる株式の数の変動事由の概要

第２回新株予約権の増加は、新株予約権の発行によるものであります。

３．第２回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

４．配当に関する事項

（１）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2019年５月22日定時株主総会	普通株式	5,175	30	2019年２月28日	2019年５月23日

（２）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年５月20日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	8,625	50	2020年２月29日	2020年５月21日

（キャッシュ・フロー計算書関係）

※　現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
現金及び預金	240,709千円	410,273千円
現金及び現金同等物	240,709千円	410,273千円

（金融商品関係）

１．金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品に対する取組方針

当社は、経営会議で策定された資金繰り計画に照らして、適宜必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余資は、安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

（２）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金等は、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが３ヶ月以内の支払期日であります。借入金については、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で 18年後であります。

（３）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等は、担当者が所定の手続に従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングして、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、経営会議において、当該取引実行の決定や回収状況の報告が行われております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(５)信用リスクの集中

当期の貸借対照表日現在における営業債権のうち 43.5%が特定の大口顧客に対するものであります。

２．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注２）を参照ください。)。

前事業年度（2019 年２月 28 日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	240,709	240,709	－
（２）売掛金	433,094	433,094	0
資産計	673,804	673,804	0
（１）買掛金	8,519	8,519	－
（２）短期借入金	270,000	270,000	－
（３）未払費用	270,970	270,970	－
（４）未払法人税等	27,619	27,619	－
（５）未払消費税等	19,036	19,036	－
（６）長期借入金（※）	244,656	246,734	2,078
負債計	840,802	842,881	2,078

当事業年度（2020 年２月 29 日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価 （千円）	差額 （千円）
（１）現金及び預金	410,273	410,273	－
（２）売掛金	503,627	503,627	－
資産計	913,900	913,900	－
（１）買掛金	13,336	13,336	－
（３）未払費用	278,492	278,492	－
（４）未払法人税等	61,944	61,944	－
（５）未払消費税等	44,884	44,884	－
（６）長期借入金（※）	477,785	481,540	3,755
負債計	876,443	880,198	3,755

(※)１年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注１)金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

（１）現金及び預金、（２）売掛金

割賦売掛金を除き、これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

割賦売掛金については、決済が長期間に亘る債権であるため、元利金の合計額を新規に同様の契約を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

負　債

（１）買掛金、（２）短期借入金、（３）未払費用、（４）未払法人税等、並びに（５）未払消費税等

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（６）長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
敷金及び保証金	23,936	29,684

これらについては、市場価格がなく、かつ、入居から退去までの実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

（注３）金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年２月28日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	240,709	－	－	－
売掛金	432,069	1,025	－	－
合計	672,778	1,025	－	－

当事業年度（2020年２月29日）

	１年以内 （千円）	１年超 ５年以内 （千円）	５年超 10年以内 （千円）	10年超 （千円）
現金及び預金	410,273	－	－	－
売掛金	503,627	－	－	－
合計	913,900	－	－	－

（注４）長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

前事業年度（2019年２月28日）

	１年以内 （千円）	１年超 ２年以内 （千円）	２年超 ３年以内 （千円）	３年超 ４年以内 （千円）	４年超 ５年以内 （千円）	５年超 （千円）
短期借入金	270,000	－	－	－	－	－
長期借入金	14,366	15,672	16,978	15,672	15,672	166,296
合計	284,366	15,672	16,978	15,672	15,672	166,296

当事業年度（2020年２月29日）

	１年以内（千円）	１年超２年以内（千円）	２年超３年以内（千円）	３年超４年以内（千円）	４年超５年以内（千円）	５年超（千円）
長期借入金	54,252	58,773	54,252	54,252	54,252	202,004
合計	54,252	58,773	54,252	54,252	54,252	202,004

（退職給付関係）

１.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

当社は、2018年４月に退職一時金制度を確定給付制度から確定拠出年金制度へ移行しました。

２.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度　5,916千円　当事業年度7,809千円であります。

（ストック・オプション等関係）

（追加情報）

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い」（実務対応報告第36号2018年1月12日。以下「実務対応報告第36号」という。）の適用日より前に従業員に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与した取引については、実務対応報告第36号第10項（３）に基づいて、従来採用していた会計処理を継続しております。

１.業績条件付き有償新株予約権の概要

（１）業績条件付き有償新株予約権の内容

	2018年　有償新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役６名　監査役１名　当社従業員52名
株式の種類別のストック・オプションの数（注１）	普通株式　23,950株
付与日	2018年３月23日
権利確定条件	（注２）
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません
権利行使期間	2021年６月１日～2028年３月22日

（注１）　株式数に換算して記載しております。

（注２）　（ａ）2021年２月期から2025年２月期のいずれかの事業年度における経常利益が200百万円を超過した場合　割り当てられた本新株予約権の50％

（ｂ）2021年２月期から2025年２月期のいずれかの事業年度における経常利益が300百万円を超過した場合　割り当てられた本新株予約権の100％

（２）権利確定条件付き有償新株予約権の規模及びその変動状況

当事業年度（2020年２月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

①　ストック・オプションの数

	2018年　有償新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	23,950
付与	－
失効	－
権利確定	－
未確定残	23,950
権利確定後(株)	
前事業年度末	－
権利確定	－
権利行使	－
失効	－
未行使残	－

②　単価情報

権利行使価格(円)	－
行使時平均株価(円)	－

２．採用している会計処理の概要

(権利確定日以前の会計処理)

（１）　権利確定条件付き有償新株予約権の付与に伴う従業員等からの払込金額を、純資産の部に新株予約権として計上する。

（２）　新株予約権として計上した払込金額は、権利不確定による失効に対する部分を利益として計上する。

(権利確定日後の会計処理)

（３）　権利確定条件付き有償新株予約権が権利行使され、これに対して新株を発行した場合、新株予約権として計上した額のうち、当該権利行使に対する部分を払込資本に振り替える。

（４）　権利不行使による失効が生じた場合、新株予約権として計上した額のうち、当該失効に対応する部分を利益として計上する。この会計処理は、当該失効が確定した期に行う。

（税効果会計関係）

１．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳　　（単位：千円）

	前事業年度 (2019年２月28日)	当事業年度 (2020年２月29日)
繰延税金資産		
賞与引当金	2,017	2,509
役員退職慰労引当金	11,664	8,647
未払社会保険料	297	371
未払事業税	2,759	6,020
未払事業所税	614	586
減損損失	3,618	3,291
その他	121	160
繰延税金資産合計	21,094	21,587
繰延税金負債		
長期前払費用	△19	－
繰延税金負債合計	△19	－
繰延税金資産純額	21,075	21,587

２．法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 （2019年２月28日）	当事業年度 （2020年２月29日）
法定実効税率	34.4%	34.3%
（調整）		
住民税均等割	2.5%	0.9%
所得拡大促進税制による税額控除	△5.8%	△4.2%
その他	△1.9%	0.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.2%	31.1%

（賃貸等不動産関係）

当社では、埼玉県においてオフィスビル（土地を含む）、埼玉県と千葉県に倉庫、神奈川県にトランクルームを有しております。オフィスビルの一部については、自社のオフィスとして使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する貸借対照表計上額、期中増減額並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

（単位：千円）

			前事業年度 （自2018年３月１日 至2019年２月28日）	当事業年度 （自2019年３月１日 至2020年２月29日）
賃貸等不動産	貸借対照表計上額	期首残高	83,708	185,438
		期中増減額	101,730	△6,034
		期末残高	185,438	179,404
	期末時価		113,565	132,976
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	貸借対照表計上額	期首残高	144,822	141,400
		期中増減額	△3,420	△2,608
		期末残高	141,400	138,791
	期末時価		155,732	222,474

（注）１．貸借対照表計上額は、取得価額から減価償却累計額を控除した金額であります。
２．期中増減額のうち、賃貸不動産の前事業年度の主な増加は、横浜トランクルームの取得（114,006千円）であります。
３．期末の時価は、主として直近の「固定資産税評価額」に基づいて自社で算定した金額であります。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する損益は次のとおりであります。

（単位：千円）

		前事業年度 （自2018年３月１日 至2019年２月28日）	当事業年度 （自2019年３月１日 至2020年２月29日）
賃貸等不動産	賃貸収益	2,640	8,376
	賃貸費用	4,168	7,897
	差額	△1,528	479
	その他（売却損益等）	△10,563	－
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	賃貸収益	5,860	9,585
	賃貸費用	25,410	12,804
	差額	△19,549	△3,219
	その他（売却損益等）	－	－

（注）賃貸不動産として使用される部分を含む不動産には、サービスの提供及び経営管理として当社が使用している部分も含むため、当該部分の賃貸収益は、計上されておりません。なお、当該不動産に係る費用（減価償却費、修繕費、保険料、租税公課等）については、賃貸費用に含まれております。

（セグメント情報等）

【セグメント情報】

当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自　2018年３月１日　至　2019年２月28日）

１．製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	管理会社サポート事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	1,916,734	903,392	15,225	2,835,351

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社マックスファシリティーズ	479,366
エリアリンク株式会社	405,876

(注)当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

当事業年度（自　2019年３月１日　至　2020年２月29日）

１.製品及びサービスごとの情報　（単位：千円）

	管理会社サポート事業	インテリア・トータルサポート事業	その他	合計
外部顧客への売上高	2,371,644	1,245,125	27,087	3,643,856

２．地域ごとの情報

（１）売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

（２）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

３．主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）
株式会社マックスファシリティーズ	754,892
エリアリンク株式会社	484,513

(注)当社の事業セグメントは、御用聴き事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】
該当事項はありません。

【関連当事者情報】
1．関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引
財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
前事業年度（自　2018年3月1日　至　2019年2月28日）　（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	関東圏内の配送委託	配送委託料の支払（注2）	263,816	未払費用	25,816
						関東圏内の巡回、商品設置業務委託	巡回、商品設置委託料の支払（注2）	142,479	未払費用	12,241
役員及びその近親者	伊藤耕昭	―	―	個人事業主	なし	当社代表取締役の実弟	管理会社サポート業務料の支払（注3）	12,047	未払費用	1,294

(注)1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。
2．取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。
3．管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

当事業年度（自　2019年3月1日　至　2020年2月29日）　（単位：千円）

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
主要株主（個人）が議決権の過半数を所有している会社	株式会社三協運輸サービス	埼玉県越谷市	5,500	一般貨物運送業	なし	関東圏内の配送委託	配送委託料の支払（注2）	308,656	未払費用	26,984
						関東圏内の巡回、商品設置業務委託	巡回、商品設置委託料の支払（注2）	79,127	未払費用	7,881
役員及びその近親者	伊藤耕昭	―	―	個人事業主	なし	当社代表取締役の実弟	管理会社サポート業務料の支払（注3）	11,271	未払費用	1,023

(注)1．上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりませんが、期末残高には含まれております。
2．取引の都度、交渉して価格を決定しており、支払条件は第三者と比較して同等であります。
3．管理会社サポート業務料は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
１株当たり純資産額	1,937円74銭	2,918円65銭
１株当たり当期純利益	338円25銭	1,010円91銭

（注）１．前事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。また、当事業年度の潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、新株予約権の残高はありますが、当社株式は売買実績がなく期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

２．１株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自　2018年３月１日 至　2019年２月28日）	当事業年度 （自　2019年３月１日 至　2020年２月29日）
当期純利益(千円)	58,349	174,381
普通株主に帰属しない金額(千円)	―	―
普通株式に係る当期純利益(千円)	58,349	174,381
普通株式の期中平均株式数(株)	172,500	172,500
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後１株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権１種類（新株予約権の数　普通株式23,950株）。	新株予約権１種類（新株予約権の数　普通株式23,950株）。

（重要な後発事象）

（多額の資金の借入）

当社は、2020年４月13日開催の取締役会において、以下の通り資金の借入を行う事を決議し、下記の日程に資金の借入を行っております。

(1)　資金の使途　　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2)　借入先の名称　株式会社商工組合中央信用金庫
(3)　借入金額　　100,000千円
(4)　利率　　基準金利＋0.45％
(5)　借入実行日　　2020年４月15日
(6)　返済期限　　2021年４月14日
(7)　担保・保証　　無担保・無保証

(1)　資金の使途　　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2)　借入先の名称　株式会社三菱ＵＦＪ銀行
(3)　借入金額　　100,000千円
(4)　利率　　基準金利＋0.35％
(5)　借入実行日　　2020年４月24日
(6)　返済期限　　2025年４月24日
(7)　担保・保証　　無担保・無保証

(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社足利銀行
(3) 借入金額　100,000 千円
(4) 利率　0.43%
(5) 借入実行日　2020 年４月 30 日
(6) 返済期限　2027 年 4 月 30 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社みずほ銀行
(3) 借入金額　100,000 千円
(4) 利率　基準金利＋0.3%
(5) 借入実行日　2020 年４月 30 日
(6) 返済期限　2025 年 4 月 30 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

当社は、2020 年４月 22 日開催の臨時取締役会において、以下の通り資金の借入を行う事を決議し、2020 年４月 23 日に資金の借入を行っております。
(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社埼玉りそな銀行
(3) 借入金額　200,000 千円
(4) 利率　0.53%
(5) 借入実行日　2020 年４月 23 日
(6) 返済期限　2027 年 4 月 23 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

当社は、2020 年４月 28 日開催の臨時取締役会において、以下の通り資金の借入を行う事を決議し、2020 年４月 30 日に資金の借入を行っております。
(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社常陽銀行
(3) 借入金額　100,000 千円
(4) 利率　0.42%
(5) 借入実行日　2020 年４月 30 日
(6) 返済期限　2027 年 4 月 30 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

当社は、2020 年５月 12 日開催の臨時取締役会において、以下の通り資金の借入を行う事を決議し、2020 年 5 月 15 日に資金の借入を行っております。
(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社武蔵野銀行
(3) 借入金額　200,000 千円
(4) 利率　0.4%
(5) 借入実行日　2020 年５月 15 日
(6) 返済期限　2025 年 4 月 30 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

当社は、2020 年５月 20 日開催の臨時取締役会において、以下の通り資金の借入を行う事を決議し、2020 年５月 22 日に資金の借入を行っております。

(1) 資金の使途　新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の影響による不測の事態に備えた予備資金
(2) 借入先の名称　株式会社城北信用金庫
(3) 借入金額　50,000 千円
(4) 利率　0.5%(変動)
(5) 借入実行日　2020 年５月 22 日
(6) 返済期限　2025 年５月 31 日
(7) 担保・保証　無担保・無保証

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高（千円）	当期増加額（千円）	当期減少額（千円）	当期末残高（千円）	当期末減価償却累計額又は償却累計額（千円）	当期償却額（千円）	差引当期末残高（千円）
有形固定資産							
建物	140,003	－	－	140,003	25,956	9,373	114,047
車両運搬具	14,931	2,535	－	17,466	13,592	1,938	3,874
工具、器具及び備品	10,784	－	423	10,361	7,664	1,343	2,697
土地	205,833	－	－	205,833	－	－	205,833
有形固定資産計	371,553	2,535	423	373,665	47,213	12,655	326,452
無形固定資産							
特許権	81,090	－	－	81,090	27,029	10,136	54,060
電話加入権	451	－	－	451	－	－	451
ソフトウエア	84,494	12,897	－	97,391	51,773	16,812	45,618
無形固定資産計	166,035	12,897	－	178,933	78,803	26,948	100,129
長期前払費用	7,539	498	80	7,957	6,559	2,002	1,398

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （%）	返済期限
短期借入金	270,000	－	－	－
1年以内に返済予定の長期借入金	14,366	54,252	0.53	－
1年以内に返済予定のリース債務	－	－	－	－
長期借入金（1 年以内に返済予定のものを除く。）	230,290	423,533	0.53	2020年3月1日 ～ 2038年12月31日
リース債務（1 年以内に返済予定のものを除く。）	－	－	－	－
その他有利子負債	－	－	－	－
合計	514,656	477,785	－	－

（注）1．「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2．長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 （千円）	2年超3年以内 （千円）	3年超4年以内 （千円）	4年超5年以内 （千円）
長期借入金	58,773	54,252	54,252	54,252

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	1,136	30	66	1,070	30
賞与引当金	5,887	7,681	5,887	－	7,681
役員賞与引当金	－	6,160	－	－	6,160
役員退職慰労引当金	34,046	6,894	14,470	－	26,470

注1．貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。
2．役員退職慰労金規則に基づき、常勤役員の期末退職慰労金に相当する 金額を計上しております。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

（2）【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	535
預金	
当座預金	25,167
普通預金	384,569
計	409,737
合計	410,273

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社マックスファシリティーズ	178,363
エリアリンク株式会社	40,623
グッド･コミュニケーション株式会社	25,216
株式会社リブマックス	20,522
株式会社LIXIL物流	19,675
その他	219,226
合計	503,627

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日) $\frac{\frac{(A)+(D)}{2}}{\frac{(B)}{366}}$
433,094	3,943,454	3,872,921	503,627	88.5	43

(注)　消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 商品

区分	金額(千円)
新品布団	18,923
家具・家電等	7,502
電球	824
合計	27,250

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
養生テープ等	2,725
作業服	228
事務用消耗品	306
合計	3,259

⑤ 買掛金

相手先	金額(千円)
よつ葉　椿原洋子	3,764
株式会社MOA	3,335
北海道森林組合連合会	1,477
株式会社西川	1,231
広陽家電販売株式会社	915
その他	2,612
合計	13,336

⑥ 未払費用

相手先	金額(千円)
株式会社三協運輸サービス	34,904
松本寝具株式会社	32,425
株式会社ニッカコーポレーション	13,282
株式会社Right Armサービス	12,074
株式会社エクシブ	5,297
その他	180,508
合計	278,492

（３）【その他】

該当事項はありません。

第７【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第８【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年３月１日から翌年２月末日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から３ヶ月以内
基準日	毎年２月末日
株券の種類	―
剰余金の配当の基準日	毎年２月末日 毎年８月３１日
１単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン　本店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
株主名簿管理人	東京都千代田区霞が関３丁目２番５号 株式会社アイ・アールジャパン
取次所	株式会社アイ・アールジャパン　本店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載 URL　https://www.papanets.co.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利

取得請求権付株式の取得を請求する権利

株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第１【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社　パパネッツ
　　取締役会　御中

Moore至誠監査法人

代表社員 業務執行社員	公認会計士	森　脇　淳　㊞
代表社員 業務執行社員	公認会計士	梅　澤　慶　介　㊞

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社パパネッツの2019年3月1日から2020年2月29日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社パパネッツの2020年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。